

令和8年度
矢作川総合第二期地区
明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5－1工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容
第1章 総 則	矢作川総合第二期地区明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5－1工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第2章 工事内容	
1 目 的	本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき、明治幹線水路明治本流（下流部）の耐震化対策工事を行うものである。
2 工事場所	愛知県豊田市福受町及び安城市里町地内
3 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 水路延長 L=147.029m 施工始点 測点 No. 87+99.971 施工終点 測点 No. 89+47.000 内訳 管水路 鋼管 内径 2,850 mm（左岸側） L=147.895m 付帯工 石橋排水工 左岸側 1箇所 仮設工 1式
4 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。
第3章 施工条件	
1 工程制限	1) かんがい期間中、既設水路は両岸通水しており、既設水路内施工は不可能である。 2) 非かんがい期においても既設水路は、農業用水の冬期取水及び工業用水の取水のため、両岸通水している。そのため、既設水路内施工は、10月中旬に予定されている右岸側既設水路のみへの通水切替後に行うこと。 3) 既設水路内工事は、関係機関との調整により時期を変更する場合がある。
2 部分使用	新設水路については、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により部分使用する予定である。 なお、部分使用範囲及び部分使用期間については、別途協議する。
3 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日等としては、雨天・休日（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。 また、既設水路内作業の休業日等は、月当たり標準11日を見込んでいる。 なお、休業日等には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。
4 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。
第4章 現場条件	
1 土質	1) 本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。 2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

項 目	内 容																		
3 第三者に対する措置	<table><tr><th>工 事 名</th><th>施工予定時期</th></tr><tr><td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事（仮称）</td><td>令和8年6月～ 令和12年3月</td></tr><tr><td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）合流工建設工事（仮称）</td><td>令和8年10月～ 令和11年3月</td></tr><tr><td>明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事（愛知県豊田加茂建設事務所施工）</td><td>令和7年4月～ 令和10年5月</td></tr><tr><td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事（仮称）</td><td>令和8年7月～ 令和9年6月</td></tr></table>	工 事 名	施工予定時期	矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事（仮称）	令和8年6月～ 令和12年3月	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）合流工建設工事（仮称）	令和8年10月～ 令和11年3月	明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事（愛知県豊田加茂建設事務所施工）	令和7年4月～ 令和10年5月	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事（仮称）	令和8年7月～ 令和9年6月								
	工 事 名	施工予定時期																	
	矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事（仮称）	令和8年6月～ 令和12年3月																	
	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）合流工建設工事（仮称）	令和8年10月～ 令和11年3月																	
	明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事（愛知県豊田加茂建設事務所施工）	令和7年4月～ 令和10年5月																	
矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）耐震化対策上郷工区その15-2建設工事（仮称）	令和8年7月～ 令和9年6月																		
（1）騒音・振動対策	1）騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員と協議するものとする。 2）各種重機械による作業に際し、騒音規制法及び、振動規制法に抵触するおそれのある作業については、事前に監督職員と協議の上、振動、騒音等の計測を行わなければならない。 なお、計測方法、計測位置等については、監督職員と協議すること。 また、測定の結果、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3）既設構造物等の取壊し、掘削、積込、重機走行及び鋼管搬入等、通常の作業を行う場合も騒音・振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。																		
（2）構造物切断工に伴う汚濁水処理	1）コンクリート切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 2）受注者は排水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。 なお、濁水処理が生じた場合は、水質基準（pH：5.8～8.6、濁度：30 度（mg/l）以下、電気伝導度：30ms/m 以下）を遵守し処理することとする。																		
（3）保安対策	1）保安設備 主要道路からの工事用車両の出入り口等には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2）交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、公安委員会が認定する路線で配置する場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備員検定合格者（1 級又は2 級）とし、それ以外については警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 なお、交通誘導警備員の配置は、次のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>設置場所</th><th>配置期間</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>○安城市道里橋目5号線、里老斗山14号線交差部</td><td>・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時</td><td>1名/日 （警備員B）</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>○主要地方道名古屋岡崎線、豊田市政道広美福受1号線交差部</td><td>・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時</td><td>1名/日 （警備員B）</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	○安城市道里橋目5号線、里老斗山14号線交差部	・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時	1名/日 （警備員B）	1名	昼間	無	○主要地方道名古屋岡崎線、豊田市政道広美福受1号線交差部	・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時	1名/日 （警備員B）	1名	昼間	無
設置場所	配置期間	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無														
○安城市道里橋目5号線、里老斗山14号線交差部	・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時	1名/日 （警備員B）	1名	昼間	無														
○主要地方道名古屋岡崎線、豊田市政道広美福受1号線交差部	・仮設ヤード等の造成及び復旧時 ・資機材等の搬入及び搬出時 ・コンクリート殻等の搬出時	1名/日 （警備員B）	1名	昼間	無														
（4）防塵・防音対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、周辺住民等との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、更なる防塵・防音対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																		
（5）近隣住民及び耕作者対策	工事期間中、工事用進入路の一部について、周辺住民の通行を可能とすることに留意すること。また、工事用進入路の周辺農地における耕作作業を妨げないようにすること。 なお、周辺住民及び耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。																		

項 目	内 容						
(6) その他	既設構造物、既設機器及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。						
第5章 指定仮設							
1 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書 3-20-1 に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。						
2 工事用進入路	工事用進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、架空線等をはじめ一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において、適切な維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 また、豊田市政道広美福受1号線内にあるマンホールは、工事実施中においても管理できるよう敷鉄板の設置には留意すること。 なお、本構造については、別添図面に示す内容であるが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。						
3 工事用道路等	受注者は、設計図面に基づき、工事用道路及び工事用進入路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 水路の施工時において、工事の実施に支障となる施設を発見した場合は、監督職員に報告の上、その対応について協議を行うものとする。						
4 建設発生土受入地、現場発生材受入地について	1) 仮設ヤード等の盛土については、9.5km先に搬出することを想定している。 2) 現場発生材受入地は、図面に示す箇所のとおりとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>地先名</td><td>現場発生材</td></tr><tr><td>明治本流（下流部） 耐震化対策工事跡地</td><td>豊田市広美町地内</td><td>空気弁等</td></tr></table> なお、現場発生材受入地の受入費用は、無償とする。	名 称	地先名	現場発生材	明治本流（下流部） 耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	空気弁等
名 称	地先名	現場発生材					
明治本流（下流部） 耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	空気弁等					
5 仮設ヤード	1) 仮設ヤードは、設計図面に示す位置とし、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。 また、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤード内の残土置場に仮置きし、埋戻しに用いること。 2) 過年度工事において掘削した隅切り①②、作業ヤード及び車廻し①について、埋戻しには、仮設ヤード内の残土置場に仮置きしている土砂を用いること。						
6 水替工	1) 第3章1の工程制限に示す通水切替時に、本工区より下流に位置する松下排泥工において、排水ポンプにより既設水路内に溜まった残水を排水するものとし、稼動実績を監督職員に報告するものとする。 なお、排水量は過年度工事実績により、次のとおり想定している。 Q=48.0m³/h 2) 本工区内においても、既設水路内での作業時に支障となる残水等を排水ポンプにより排水するものとし、稼動実績を監督職員に報告するものとする。 なお、排水量は過年度工事実績により、次のとおり想定している。 Q=5.7m³/h						
7 換気設備	1) 酸素欠乏などに起因する事故を防止し、工事期間中の作業の安全を確保するために換気設備を設置するものとする。 なお、換気設備は、1班当たり 120m³/min の送風機を想定しており、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 有毒ガス対策について、特別な対策は見込んでいないが、特に対策が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。						

項 目	内 容																						
第6章 工事用地等																							
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																						
2 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、返還時及び返還後の取扱については、受注者の責任において、次項と同様に適切な処理を行うものとする。																						
3 工事用地等の使用及び返還	1) 前項1の用地は工事用進入路隅切り及び仮設ヤードとして、工事開始時から工期末までの間、受注者に使用させるものとする。 2) 工事用進入路隅切り及び仮設ヤードの整備・使用は、第5章指定仮設ほかに示す方法で監督職員の指示に従い適正に行うものとする。 3) 返還に当たっては、関係者立会のもと行うものとし、監督職員等が所有者等から徴収する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。 4) 地権者等から利用について、苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、受注者は誠意をもって対応するものとする。																						
4 境界杭等	既存の境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																						
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。																						
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。																						
1 規格及び品質	1) 鋼管 直管 JIS G 3443-1に準拠 異形管 JIS G 3443-2に準拠 2) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>最大骨材寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25又は20</td><td>65</td><td>N・BB</td><td>復旧工</td></tr></table> 3) 鉄筋 鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112（SD295）に準拠 4) 裏込材 裏込材はエアミルクを想定しており、仕様は次のとおりとする。 <table><tr><th>基本事項</th><th>配合設計</th></tr><tr><td>圧縮強度</td><td>1.0N/mm²以上</td></tr><tr><td>空気量</td><td>60%±5</td></tr><tr><td>フロー値</td><td>200mm±20</td></tr></table> 5) 石 材 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 に準拠	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25又は20	65	N・BB	復旧工	基本事項	配合設計	圧縮強度	1.0N/mm ² 以上	空気量	60%±5	フロー値	200mm±20
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																	
無筋コンクリート	18	8	25又は20	65	N・BB	復旧工																	
基本事項	配合設計																						
圧縮強度	1.0N/mm ² 以上																						
空気量	60%±5																						
フロー値	200mm±20																						
2 見本又は資料提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>土、砂利、砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>生コンクリート、裏込材</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>鋼管類</td><td>製作図、試験成績書</td></tr><tr><td>管類、シート類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鉄筋類</td><td>〃</td></tr></table>	材 料	提 出 物	土、砂利、砕石類	試験成績書	生コンクリート、裏込材	配合報告書	鋼管類	製作図、試験成績書	管類、シート類	カタログ、試験成績書	鉄筋類	〃										
材 料	提 出 物																						
土、砂利、砕石類	試験成績書																						
生コンクリート、裏込材	配合報告書																						
鋼管類	製作図、試験成績書																						
管類、シート類	カタログ、試験成績書																						
鉄筋類	〃																						
3 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。																						

項 目	内 容				
4 工事現場発生材	材 料 名		検 査 ・ 試 験 項 目		備 考
	裏込材		フロー値、空気量、圧縮試験		プラント
	生コンクリート		スランプ、空気量、圧縮試験、 塩化物含有量		現場搬入時
	鋼管類		外観、形状、寸法		工場製作時 現場搬入時
第9章 施 工 1 一般事項 (1) 基準点及び水準点 (2) 検測又は確認 (施工段階確認) (3) 管割図 (4) 中間技術検査 <					

項 目		内 容				
4 特定建設資材の 分別解体等		建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
		コンクリート塊 (無筋)	(株) 日環サービス 合 飲木リサイクルセンター	愛知県岡崎市合飲 木町字郷東 5-2	8:00～16:30	再資源化 施設業者
		コンクリート塊 (有筋)	(株) 日環サービス 合 飲木リサイクルセンター	愛知県岡崎市合飲 木町字郷東 5-2	8:00～16:30	再資源化 施設業者
		大割コンクリート塊 (有筋)	東海リサイクル (株)	愛知県小牧市大字 大草字五反田2186	8:00～16:30	再資源化 施設業者
		汚泥	(株) ムラアーカム	愛知県海部郡飛鳥 村新政成11-20他	8:00～17:00	再資源化 施設業者
		廃プラスチック類	岡崎リサイクルセンター (株) 真福寺工場	愛知県岡崎市 真福寺町字山ノ田 55-1	8:00～16:30	再資源化 施設業者
	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。					
5 土工 (1) 掘削	工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法		
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用		
		⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
注) ■が該当部分である。						
(2) 埋戻し	1) 掘削 ① 掘削土は、埋戻しに流用するものとし、それ以外は建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 ② 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 ③ 法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督職員と協議しなければならない。 1) 埋戻し材料 埋戻しは、掘削により発生した良質土を流用するものとし、腐食及び草木等を含む表土を流用してはならない。 2) コンクリート構造物周辺の埋戻し ① コンクリート構造物周辺は、構造物の上部30cmまで及び構造物の外端より50cmまでは、良質土にて左右均等に一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ② 構造物の上部30cm以上60cmまでは、良質土にてまき出し、構造物に支障のない機械（ハンドガイド式振動ローラ0.8t～1.1t級等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ③ 構造物外端50cmより外側及び構造物の上部60cm以上は、良質土にて一層の仕上がり厚さを30cm程度になるようにまき出し、振動ローラ（コンバインド型3.0～4.0t級）により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 なお、上記以外の機械を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。					

項 目	内 容
6 管体工	
(1) 一般	管布設に先立ち、事前に管割図に合わせた番号を該当する管本体に表示し、監督職員に報告するものとする。
(2) 鋼管	1) 管の形状は、設計図面に示すとおりとする。 2) 管の内面塗装は、JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装）による塗膜厚さ0.5mm以上とする。 3) 管の外表面塗装は、JIS K 5552（ジンクリッチプライマー）による1回塗装とする。 なお、これにより難しい場合は、これと同等以上の方法で行なうものとし、監督職員の承認を得るものとする。 4) 検査は、（社）日本水道協会による検査とし、これに要する費用は、受注者の負担とする。 5) 搬入時、吊込時等において、鋼管を損傷しないよう留意すること。
(3) 既設水路内配管	1) 既設水路内の排水後、水路内の状況調査を行い、水路内清掃や漏水補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 水路内への管の搬入は、運搬台車等により搬入し、挿入する管に損傷を与えないようにしなければならない。
(4) 裏込充填工	1) 裏込材の充填に当たっては、事前に配合計画及び挿入管配置計画等を記載した裏込材充填計画書を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工するものとする。 2) 既設水路内配管完了後、既設水路と挿入管の隙間部分に裏込材を充填し、既設水路と挿入管を一体に固定しなければならない。 3) 挿入管は、裏込材の充填により浮き上がりを防止するために必要な措置を構ずるものとする。 なお、浮上防止金具は、管1本あたり1箇所以上設置しなければならない。 4) 裏込材の充填に当たっては、管に過度の負荷がかからないよう、最終打設は管芯より45°以下の範囲から充填するものとする。 なお、必要に応じ真円を保持する措置を行うものとする。また、充填に係る最大圧は0.20Mpa以下としなければならない。 5) 裏込材の材質については、打設1日につき1回、空気量測定、フロー値測定、圧縮強度試験を実施しなければならない。 6) 裏込材充填における充填設備は、計画工程の確保と環境保全を考慮した規模・配置・施工方式によるものとする。 なお、施工方式は、プラントによる施工を考えているが、使用機械は、その性能及び容量の十分な攪拌装置並びに圧送中の圧力変動の少ないポンプを用い、連続して作業できるものでなければならない。 7) 裏込材充填作業に際しては、充填量を記録し、作業日報とともに、監督職員に報告するものとする。
7 立坑	1) 立坑は、設計図面にに基づき、施工するものとする。 なお、施工に当たっては、施工図等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。 2) 既設水路頂版の撤去に伴うコンクリート切断は、コアドリリング、コンクリートカッター及びワイヤーソーイング工法によって行うこととしているが、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) コンクリート切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。
8 原形復旧工	
(1) 既設構造物撤去及び復旧	1) 撤去する既設構造物は、設計図面に示すとおりである。 なお、その構造物等を調査確認し、監督職員に報告するとともに、現地と相違があった場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 既設構造物の撤去に際し、「工事数量表」に再利用と示すものについては、復旧工事において再利用するため、撤去作業及び保管に当たっては、丁寧に行わなければならない。 なお、本工事にて復旧工事を行わない施設については、工事完了時の保管場所を別途指示するものとする。 3) 既設構造物等の原形復旧は、設計図面に示すとおりである。 なお、現地と相違があった場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 仮設ヤード	工事用地の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう、施工に先立ち、現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。

項 目	内 容
第10章 施工管理 1 主任技術者等の資格 2 施工管理 (1) 一般事項 (2) 施工管理の追加項目 3 工事写真における黒板情報の電子化について	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-11に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。 受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。 1) 現場継手溶接部試験 V形開先(片面裏当溶接)箇所の鋼管継手溶接部の試験は、JIS Z 3060(鋼溶接部の超音波探傷試験方法)により、1箇所につき、溶接延長の5%の範囲を検査するものとする。 なお、判定基準はJIS Z 3060の分類に基づき、3類以上とする。 2) 通水試験の立会い 通水試験は、一連の施設が完成後3月中旬に発注者が実施するが、その際、受注者についても立ち会うものとする。 なお、漏水その他の欠陥が生じ、その原因が受注者の責任に起因すると認められる場合は、受注者の負担で補修するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1)から4)によりこれを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、上記1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記3)の①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、上記3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を経験職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という。)を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。
4 工事現場等における遠隔確認について	

項 目	内 容
5 その他	本工事及び関連工事による一連の施設が完成した後、発注者が実施する通水確認に受注者は立ち会うものとする。
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質 2) 湧水及び排水量 3) 転石の出現 4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）・工作物等の出現 5) 既設水路内の漏水 6) 現場周辺住民からの苦情 7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの 8) 既設構造物の撤去及び復旧 9) 既設保護工の撤去及び処分方法 10) 通信線の移設及び復旧
第12章 公共事業関係調査に対する協力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。
第13章 その他 1 契約後VE提案	1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき、条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ① 受注者は、上記2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

項 目	内 容
	4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 上記4)の⑤の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の上記4)の⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
2 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
3 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。
4 主任技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている253日間よりも短い期間を工期

項 目	内 容						
	として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで						
6 CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。						
7 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1）工事円滑化会議 ① 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 ② 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3）対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催を決定する。 4）建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、発注者が別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 5）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。						
8 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><td>資材名</td><td>規 格</td><td>調達地域等</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>t=22mm</td><td>知多市</td></tr></table>	資材名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市
資材名	規 格	調達地域等					
敷鉄板	t=22mm	知多市					

項 目	内 容
9 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記 2) により発注者から示された割合を参考にして、別紙 2 に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙 2 に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
10 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗い器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「①快適トイレに求める機能」ア～カ及び「②付属品として備えるもの」及び「③推奨する仕様、付属品」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月

項 目	内 容										
11 現場環境改善費	を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を越える費用については、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。 1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										
12 週休2日による施工	1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。										

項 目	内 容																																						
	③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し、監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記3)の②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記3)の②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに請負代金額を減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。 <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th>週単位</th><th>月単位</th></tr><tr><td>道路標識設置工</td><td>撤去・移設</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>防護柵設置工 (ガードレール)</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>〃</td><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>構造物取り壊し工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>		週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	道路標識設置工	撤去・移設	1.01	1.01	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	〃	撤去	1.02	1.02	排水構造物工		1.02	1.02	構造物取り壊し工	機械	1.01	1.01
	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)																																					
労務費	1.02	1.02																																					
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																																					
現場管理費（率分）	1.06	1.05																																					
名称	区分	補正係数																																					
		週単位	月単位																																				
道路標識設置工	撤去・移設	1.01	1.01																																				
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00																																				
〃	撤去	1.02	1.02																																				
排水構造物工		1.02	1.02																																				
構造物取り壊し工	機械	1.01	1.01																																				
13 週休2日制の促進	本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。																																						
14 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。																																						
15 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。																																						

項 目	内 容
	① 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算して設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数: 1.2
16 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみ適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
17 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事实施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費: 建設機械の運搬費 準備費: 伐開・除根・除草費 2) 発注者は、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、別紙3に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

項 目	内 容
18 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月ごとの被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で、最大7.5点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 ○事業（務）所長用 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式)

工期通知書

令和○年○月○日

支出負担行為担当官
東海農政局長
秋葉 一彦 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5－1 工事
工事場所	愛知県豊田市福受町及び安城市里町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (○○○日間) 令和 年 月 日

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙1

令和8年度

矢作川総合第二期農地防災事業

矢作川総合第二期地区 明治本流（下流部）耐震化対策接続部その5－1工事

工 事 数 量 表
【当初】東海農政局
矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 作業土工				
床掘	砂質土	式	1	
人力荒仕上げ	砂質土	式	1	
埋戻	R1 (B=0.5m, 構造物周辺)、砂質土	式	1	
埋戻	R5 (B≧4.0m)、砂質土	式	1	
残土運搬	砂質土、建設発生土受入地搬入	m3	1,600.000	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物撤去工				
ガードレール撤去工	Gr-C-4E, 再利用	m	54.000	
道路標識・カーブミラー・看板撤去工	再利用	基	5.000	
(2) 6号空気弁室撤去工	左岸			
コンクリート切断	ワイヤーソーイング、 t=200mm	m ²	1.000	
産業廃棄物処分費	コンクリート(有筋)	m3	0.300	
産業廃棄物処分費	コンクリート汚泥	m3	0.100	
縞鋼板蓋撤去工		枚	1.000	
空気弁撤去工		基	1.000	
空気弁室埋戻工	流用土	m3	1.400	
(3) 既設端部処理撤去工				
既設端部処理取壊し		m ²	6.000	
人力小運搬(手車運搬)		m3	0.600	
産業廃棄物処分費	コンクリート殻(無筋)	m3	0.600	
3. 管体工				
(1) 鋼管布設工				
鋼管(内径φ2,850)	STW400, L=7,000mm(管番号10~13, 15~24)	本	14.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=6,350mm（管番号25）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=5,516mm（管番号14）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=4,000mm, 片テーパ付き（管番号1）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=7,000mm, 片テーパ付き（管番号9）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=3,023mm, 両テーパ付き（管番号2）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=4,000mm, 両テーパ付き（管番号3）	本	1.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=4,000mm, 両テーパ付き（管番号4～7）	本	4.000	
鋼管（内径φ2,850）	STW400, L=4,000mm, 両テーパ付き（管番号8）	本	1.000	
裏当て金	φ2,850用、FB-38×6t	セット	25.000	
鋼管積卸し		ton	136.650	
鋼管吊込み工		本	25.000	
鋼管既設水路内運搬工		本	24.000	
鋼管据付工		本	25.000	
鋼管溶接工		箇所	25.000	
鋼管継手塗装		箇所	25.000	
4. 裏込材充填工				
（1）プラント設置・撤去工				
裏込材プラント設置工		式	1.000	
裏込材プラント撤去工		式	1.000	
（2）充填管設置工				
充填管設置工		スパン	2.000	
（3）浮上防止対策工				
浮上防止対策工（L>6.0m）		箇所	15.000	
浮上防止対策工（L≤6.0m）		箇所	9.000	
（4）間仕切壁設置工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
間仕切壁設置		箇所	3.000	
(5)裏込材充填工				
裏込材充填工 (エアミルク)	1.0N/mm2以上	m3	345.000	
(6)端部処理工				
チッピング処理	高圧ウォータージェット洗浄	m ²	5.800	
水道代 (高圧洗浄用)		m3	0.600	
プライマー塗布	HSプライマー	m ²	8.300	
表面被覆工		m ²	6.000	
5. 石橋排水工				
(1)既設構造物撤去工				
既設鋼管撤去		本	1.000	
バタフライ弁撤去		基	1.000	
コアドリリング	φ150、t=400mm	本	19.000	
既設構造物取壊し	コンクリート (有筋)	m3	0.200	
産業廃棄物処分費	コンクリート殻 (有筋)	m3	0.200	
(2)鋼管布設工				
鋼管 (内径φ500)	一フランジ短管, STW400, 500A×1100L	本	1.000	
鋼管 (内径φ500)	二フランジ曲管, STW400, 500A×90°	本	1.000	
鋼管積卸し		ton	0.400	
鋼管吊込据付		本	2.000	
バタフライ弁据付	φ500用	箇所	1.000	
フランジ接合		箇所	3.000	
管切断 (本管)	φ2850, t=13mm	m	1.700	
管切断	φ500, t=6mm	m	1.700	
補強板溶接		箇所	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼管継手塗装（溶接部）		箇所	1.000	
(3)既設水路頂版復旧工				
既設水路頂版復旧工	無収縮モルタル充填	m3	0.200	
6. 復旧工				
(1)復旧工				
排水路復旧	U240, 再利用	m	4.300	
基礎碎石（排水路復旧）	RC-40	m3	0.200	
ガードレール復旧	Gr-C-4E, 再利用	m	54.000	
ネットフェンス復旧		m	16.000	
道路標識・カーブミラー・看板復旧	再利用	基	5.000	
7. 仮設工				
(1)立坑部頂版撤去工				
コンクリート切断	頂版t=400	m	12.000	
ワイヤーソーイング	頂版, t=400	m ²	11.500	
コアドリリング	φ 50, t=600mm, 頂版	本	4.000	
コアドリリング	φ 150, t=400mm, 頂版（縁切り）	本	4.000	
コアドリリング	φ 150, t=600mm, 頂版（縁切り）	本	8.000	
あと施工アンカー	取付ボルト M16-120	本	28.000	
産業廃棄物処分費	コンクリート汚泥	m3	0.800	
大割コンクリート吊上げ・積込	立坑部頂版	個	5.000	
産業廃棄物処分費	大割コンクリート（有筋）	m3	9.000	
支保工		式	1	
(2)立坑頂版復旧工				
立坑頂版復旧工		箇所	1.000	
(3)工事用道路				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板設置・撤去		m ²	167.000	
(4)工事用進入路				
敷鉄板設置・撤去		m ²	427.000	
(5)工事用進入路工（隅切り）				
敷鉄板設置・撤去		m ²	149.000	
土木PPシート撤去		m ²	139.000	
産業廃棄物処分費	土木PPシート	m ³	0.050	
防草シート撤去		m ²	68.000	
産業廃棄物処分費	防草シート	m ³	0.030	
表土戻し		m ²	139.000	
耕地復旧		m ²	336.000	
(6)車廻し工①				
敷鉄板設置・撤去		m ²	37.000	
(7)車廻し工②				
敷鉄板設置・撤去		m ²	641.000	
(8)作業ヤード工				
敷鉄板設置・撤去		m ²	84.000	
(9)仮設ヤード工				
土木PPシート	撤去	m ²	1,301.000	
産業廃棄物処分費	土木PPシート	m ³	0.480	
防草シート撤去		m ²	247.000	
産業廃棄物処分費	防草シート	m ³	0.100	
表土戻し		m ²	1,301.000	
耕地復旧		m ²	1,903.000	
(10)資材スペース工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板設置・撤去		m ²	245.000	
(11)資材スペース進入路工				
敷鉄板設置・撤去		m ²	56.000	
(12)隅切り工①				
敷鉄板設置・撤去		m ²	37.000	
埋戻し		m ³	11.000	
(13)隅切り工②				
敷鉄板設置・撤去		m ²	121.000	
埋戻し		m ³	36.000	
(14)水替工				
排水ポンプ工	工区内、φ50	式	1.000	
排水ポンプ工	松下排泥工、φ200	式	1.000	
(15)換気設備工				
換気設備工	120m ³ /min	日	40.000	
(16)安全費				
交通誘導警備員B		人	134.000	
(17)電力設備工				
受電設備	工区内、φ50	式	1.000	
配電設備	工区内、φ50	式	1.000	
受電設備	松下排泥工、φ200	式	1.000	
配電設備	松下排泥工、φ200	式	1.000	
8. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設（積上げ）				
事業損失防止費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
防塵ネット撤去工		m	87.300	
産業廃棄物処分費	防塵ネット	m3	0.200	
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送費	敷鉄板	ton	338.440	
仮設材輸送費	防塵ネットパイプ類	ton	2.510	
(3)役務費				
共通仮設（積上げ）				
基本電気料				
基本電気料金		月	2.000	
基本電気料金	松下排泥工排水ポンプ(φ200)稼働	月	2.000	
(4)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
超音波探傷検査				
溶接部超音波探傷検査		式	1	

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				